

## 現場代理人との雇用関係の確認について

令和4年12月22日付けの入札・契約制度に関するお知らせ「[監理技術者等の配置に関する取扱いについて](#)」において、監理技術者等との雇用関係の確認方法を厳格化する旨周知しているところです。

現場代理人についても、監理技術者等と同様の方法により確認することとし、雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証（以下「雇用保険関係書類」という。）は認めないものとしますので、お知らせします。

○ 現場代理人との雇用関係については、次の書類の写しにより確認します。

- ① 健康保険被保険者証
- ② 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ③ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書・変更通知書
- ④ 監理技術者資格者証

ただし、令和5年3月31日までの間は、経過措置として、上記のいずれの書類も提出することができないことが確認された場合に限り、雇用保険関係書類の写し等その他公的書類の提出により確認するものとします。